

告 示

埼玉県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東松山商業施設

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番一

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年七月二十六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

八千四百七十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

A棟 株式会社ジーユー 午前十時から午後九時

B棟 株式会社チヨダ 午前十時から午後九時

C棟 未定 午前十時から午後九時

D棟 ウエルシア関東株式会社 午前九時から翌午前〇時

E棟 株式会社カスミ 午前九時から翌午前〇時

F棟 株式会社トップカルチャー 午前八時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午後十一時

荷さばき施設 午前三時から午後十時

荷さばき施設 午前四時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課